

平成24年度 第3回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年5月21日（月）午後2時～4時40分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第3号 人事委員会通知の一部改正について

5 議事の公開・非公開

議案第2号及び第3号を公開とし、議案第1号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成24年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

2 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定し

た。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職

職業訓練指導員（建築）及び船舶乗組員（航海士、機関士）

② 採用予定者数

職 種	採用予定者数
職業訓練指導員（建築）	1名程度
船舶乗組員（航海士）	1名程度
船舶乗組員（機関士）	1名程度

③ 採用予定日

平成25年4月1日

ただし、状況によっては、それ以前に採用する場合もありうる。

④ 申請理由

退職者の発生により今後欠員が予想され、採用者を確保する必要があるため。

⑤ 選定方法

知事部局において採用試験を実施。

(1) 職業訓練指導員（建築）

ア 試験内容

(ア) 1次試験

- ・教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験（大学卒業程度、多肢選択式40問）
- ・専門試験 専門的知識についての筆記試験。出題分野は、木構造、力学、建築計画、施工法、材料、建築基準法、建築製図規約及び労働安全衛生関係法（多肢選択式40問及び記述式3問）
- ・適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

(イ) 2次試験

- ・論文試験 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験（1問）
- ・面接試験 人物・知識についての個別面接

イ 受験資格

(ア) 年齢 昭和47年4月2日以降に生まれた人（40才以下）

(イ) 資格 職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する建築科について、職業訓練指導員免許を有する人又は平成25年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

(2) 船舶乗組員（航海士）

ア 試験内容

(ア) 1次試験

- ・教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験（高校卒業程度：多肢選択式40問）
- ・専門試験 専門的知識についての筆記試験。出題分野は、航海、運用及び法規に関する科目（多肢選択式40問及び記述式3問）
- ・適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

(イ) 2次試験

- ・論文試験 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験（1問）

・面接試験 人物・知識についての個別面接

イ 受験資格

(ア) 年齢 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (40 才以下)

(イ) 資格 船舶職員及び小型船舶操縦者法第 5 条に規定する 1 級から 6 級までのいずれかの海技士 (航海) の免許及び電波法施行令第 2 条に規定する第 1 級海上特殊無線技士の免許を有する人又は平成 25 年 3 月 31 日までにこれらの免許を取得する見込みの人

(3) 船舶乗組員 (機関士)

ア 試験内容

(ア) 1 次試験

・教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験 (高校卒業程度 : 多肢選択式 40 問)

・専門試験 専門的知識についての筆記試験。出題分野は、機関及び法規に関する科目 (多肢選択式 40 問及び記述式 3 問)

・適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

(イ) 2 次試験

・論文試験 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 (1 問)

・面接試験 人物・知識についての個別面接

イ 受験資格

(ア) 年齢 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (40 才以下)

(イ) 資格 船舶職員及び小型船舶操縦者法第 5 条に規定する 1 級から 5 級までのいずれかの海技士 (機関) の免許を有する人又は平成 25 年 3 月 31 日までにこの免許を取得する見込みの人

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

面接は具体的には誰がするのか。

事務局

人物重視ということもあり、現場を良く知っている人が面接に入る。

委 員

船舶受験者は、例年どういった方が中心になるのか。境港の水産系の高校の生徒などが多いのか。

事務局

そういった方面にも PR すると思うが、受験者の構成までは確認していない。

ただ、年齢要件を 40 歳まで広げていることから、新規学卒の方は少ないのではないかと推察される。

境港総合技術高校には、海洋科、機械科等があり、在学中に経験を積むこともできる。

卒業後すぐに国家試験を受けられるが、近年は卒業後に海洋関係に進路を決める者も少なくなってきたようだ。

委 員

面接官と専門職同士のつながりのようなものはないのか。

面接が公平に行われるのか、という点に不安がある。

事務局

調べて回答する。

ただ、船舶乗組員は、県内だけでなく、全国的に募集をするので、地の利が入り込む余地は少ないのではないかと考えている。

委 員

そういったおそれがあるのなら、監視といった意味でも、面接官に関係のない部署の方を1人入れるなどしてはどうか。

事務局

受験者の経歴を見て、面接官の構成について注意してもらうよう任命権者に伝えておく。

委員

外部から見ても公正な面接にする必要がある。人事委員会として、これで大丈夫ですよ、といえるようにしてほしい。

次回、面接官の構成を教えてください。

3 議案第3号

人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり、通知を改正しようとするもの。

① 改正する通知の名称

単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

② 概要

(1) 改正理由

国の給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の改正がなされたことに加え、本県における「単身赴任手当の支給に関する規則の運用について」の第8条関係第3項の規定に基づく個別協議事例の状況も踏まえ、国と同様の改正（基準化）を行うこととする。

(2) 通知案の概要

ア 給与条例第10条の2関係

(ア) 給与条例第10条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、異動等に際して配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限るものとする。

(イ) 「準ずる職員」として、以下の職員を規定する。

a 異動等に際して、配偶者が異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内の住宅に転居した職員

b 異動等に際して、配偶者が父母の介護を理由にして旧勤務地住宅に転居した職員等

イ 規則第2条関係第2項（やむを得ない事情）

別居のやむを得ない事情として、以下の事情を追加する。

(ア) 配偶者が保育所等に通う子（満3歳以上に限る。）を養育すること。

(イ) 職員又は配偶者が異動等の前に住宅を購入し、又は住宅を新築する請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅を管理するために転居しないこと。

ウ 規則第3条関係第2項（通勤困難な場合）

交通機関利用で通勤困難と認められる場合であっても、自動車通勤をした場合の通勤時間が1時間以内となる場合には原則として通勤困難とはならないが、異動後に自動車通勤をしていない場合は、通勤困難とする従前の取扱を明文で規定する。

エ 規則第5条関係第3項（一時帯同赴任後3年以内の別居の特別の事情）

一時帯同赴任後3年以内の別居の特別の事情として、以下の事情を追加する。

(ア) 配偶者が学校等又は保育所等に通う子（満3歳以上に限る。）を養育するため旧勤務地住宅に転居すること。

(イ) 転々異動職員の配偶者が学校等又は保育所等に通う子（満3歳以上に限る。）を養育するため旧勤務地住宅以外の住宅に転居すること。

(ウ) 異動等に伴う転居後に疾病等を発症し、転居後の住宅に居住し続けては当該疾病等について適切な治療等を受けることができない子を養育するため配偶者が転居すること。

(エ) 配偶者が異動等に伴う転居後に疾病等を発症し、転居後の住宅に居住し続けては当該疾病等について適切な治療等を受けることができないため転居すること。

(オ) 出産又は育児のため休学をしていた配偶者等が復学するため旧勤務地住宅に転居すること。

オ 規則第5条関係第2項及び第4項

保育所等に通う子の養育を「やむを得ない事情」に加えることに伴い、配偶者のない職員が保育所等に通う子と別居する場合についても「人事委員会の定める事情」（第2項）「人事委員会の定める特別の事情」（第4項）に加えることとする。

（適用日：施行日）

【質 疑】

委 員

現在、手当を支給されている職員への、この改正による影響はどうか。

事務局

従来、個別に承認していた支給要件を、この度、改めて通知に規定するなどして整備したものであり、考え方を変えたものではなく、影響はない。

7 次回の人事委員会の開催

平成24年6月6日（水）午前10時から開催することとした。